

公 募 要 領

◇入居申込みの資格がありますので、次ページに記載している7項目を必ず確認してください

■入居申込書が公募要領の後ろに添付してありますので希望する部屋を記入してください

■公営住宅（資格 収入が公営住宅法で定める基準以内であること） 5戸

地 区	団地名	棟番号	建設年度	規模	床面積 (㎡)	ストーブ	浴槽	ボイラー	トイレ	車庫	場 所	入居可能時期	家 賃
中札内	めぐみ団地	4棟9号 (2階建て)	平成6年	3LDK	79.89	有	有	有	水洗	有	東1条北2丁目1番地	2月下旬～	家族の所得及び扶養親族等（控除）で収入階層を判定し、家賃を決定します。（公募要領3ページ参照） 《村営住宅には入居基準（所得制限）があり、「一般は収入階層4」「裁量階層（身障者・老人、就学前の子どもがいる子育て世帯、夫婦の年齢を足して70歳以内で結婚して2年未満の新婚世帯）世帯は収入階層6」を超える場合は入居できません》
	めぐみ団地	11棟31号 (1階)	平成9年	3LDK	74.50	有	有	有	水洗	有	東2条北2丁目1番地	2月下旬～	
	鉄道公園団地	3棟10号 (1階)	平成22年	3LDK	78.50	有	有	有	水洗	無	東3条南4丁目5番地2	2月下旬～	
上札内	あすなる団地	3棟2号 (1階)	平成22年	2LDK	68.72	有	有	有	水洗	無	上札内23番地	2月下旬～	
	あすなる団地	3棟3号 (2階)	平成22年	2LDK	68.72	有	有	有	水洗	無	上札内23番地	2月下旬～	

■公 募 期 間

令和8年1月28日（水）から2月10日（火）まで

（郵送する場合は、下記の住所へ期日までに着くようにしてください。また、郵送したことを連絡してください）

〒089-1392 北海道河西郡中札内村東1条南1丁目2番地1

中札内村役場 施設課 村営住宅担当 宛（TEL 67-2496 直通）

◇入居申込みの資格（申込み前に必ず下記の7項目を確認してください）

- ① 現に住宅に困窮していることが明らかであること。【別紙 居住状況申告書に記載】※現在の居住困窮度判定を点数化し、受付します。
- ※注意 ② 市町村民税及び国民健康保険税、使用料（水道料金等）を滞納していないこと。【納税証明書等 添付】
（税金や使用料に滞納がある場合は、申し込むことができません）
- ※注意 ③ 入居できた場合は、次の要件を満たした緊急連絡人1名以上選出できる方。
連絡人は、緊急時に入居契約者の在宅・所在等の確認を行うことができ、必ず連絡がとれる方。【親族（親や兄弟姉妹など）又は知友人等】
連絡人が遠方などで緊急時の役割が難しい場合は、なるべく中札内村又は十勝管内在住の方を2名目の連絡人として選出できる方。
- ※注意 ④ 入居申込者〔入居契約者〕が学生の場合は、独立した生計世帯でないことから申込みを受けておりません。〈就職見込み者は申込みできます〉
- ※注意 ⑤ 入居できた場合、犬や猫などのペットを飼わない方。また、住宅周辺等の草刈りや除雪などといった環境整備ができる方。
（ペットの飼育が確認された場合は、住宅の明け渡し・退去となります。）
- ⑥ 家賃や水道料金、税金等を滞納しない方。また、協調性をもった生活ができる方。
- ⑦ 入居できた場合、行政区に加入し、行政区活動に参加協力ができる方。

■家賃

村営住宅の家賃は、入居者の収入及び世帯構成、村営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数、その他の事項に応じて定められています。
詳細につきましては公募要領を参照、又は申込み時に役場施設課施設グループへ問い合わせください。

■申込方法

入居申込書等〔公募要領に添付〕に記入のうえ、必要な書類を添付して役場施設課施設グループへ申し込みください。（施設課施設グループ TEL0155-67-2496）

■入居選考方法

- 2月中旬に選考委員会を開催し、村長決裁後入居者が決まります。結果は文書で郵送します。
- 入居が決まりましたら、入居請書（緊急連絡人1名以上の証明）の提出と、敷金（1ヶ月分の家賃）納付をしていただきます。手続きが終わり次第、鍵をお渡しします。
- 上記の手続き完了後、入居可能日をお知らせしますので、その日から10日以内に入居していただきます。
特別な事情で入居が遅れる場合も、入居可能日後（又は手続き期限後）の10日目から日割家賃を計算させていただきます。

■留意事項

- 村営住宅等では、ペットの飼育は固く禁止しています。また、特別な理由がない限り、親族以外の同居はできません。
- 入居できた場合、速やかに住宅への住所異動の手続きをしていただきます。
- 共同住宅については、家賃の他に共益費〔共同廊下電気料等〕がかかります。契約から支払いまで、入居者の皆様で行っていただきます。

①村営住宅収入基準の年収換算表(※特別控除分[身障・寡婦等]は含まれていないので目安となります)

※本表の総収入は、収入を得ているものが1人の場合であり、同居及び扶養親族の控除のみで、各種控除がない場合のものです。(単位：円)

階層(所得区分)	扶養親族				
	0人	1人	2人	3人	4人
収入階層 1 (~104,000)	~1,899,999	~2,443,999	~2,983,999	~3,527,999	~4,011,999
収入階層 2 (~123,000)	~2,223,999	~2,767,999	~3,311,999	~3,823,999	~4,295,999
収入階層 3 (~139,000)	~2,499,999	~3,043,999	~3,583,999	~4,063,999	~4,535,999
収入階層 4 (~158,000)	~2,823,999	~3,367,999	~3,871,999	~4,347,999	~4,823,999
収入階層 5 (~186,000)	~3,303,999	~3,819,999	~4,291,999	~4,767,999	~5,243,999
収入階層 6 (~214,000)	~3,763,999	~4,235,999	~4,711,999	~5,187,999	~5,663,999
収入階層 7					
収入階層 8					

一般階層
収入基準

裁量階層
収入基準

【注 意】

○次の場合は、左図の「年収換算表」を使えないため、お問い合わせください。
 ・2人以上に収入がある場合
 ・年の途中で勤務先が変わった場合
 ・2種類以上(給与・年金等)の収入がある場合

○裁量階層の方は収入階層6、それ以外の方は収入階層4の額を超える場合は入居できません。

※裁量階層とは?

入居者または同居者に身障者や精神障害者、知的障害者がいる場合や入居者が60歳以上で、かつ同居者のいずれも60歳以上または、18歳未満の場合。小学校就学前の子どもがいる子育て世帯。夫婦の年齢を足して70歳以内で結婚して2年未満の新婚世帯。

②公募住宅家賃一覧表

【公営住宅】 団地名	一般階層収入基準				裁量階層収入基準		(単位：円)	
	収入階層 1 ~104,000	収入階層 2 ~123,000	収入階層 3 ~139,000	収入階層 4 ~158,000	収入階層 5 ~186,000	収入階層 6 ~214,000	収入階層 7 ~259,000	収入階層 8 259,001~
めぐみ団地4棟9号	23,600	27,200	31,200	35,100	40,200	46,300		
めぐみ団地11棟31号	22,300	25,800	29,500	33,200	38,000	43,800		
鉄道公園団地3棟10号	24,900	28,700	32,800	37,000	42,300	48,800		
あすなろ団地3棟2号	20,600	23,700	27,100	30,600	35,000	40,400		
あすなろ団地3棟3号	20,600	23,700	27,100	30,600	35,000	40,400		